

会 議 録 目 次

令和 6 第 5 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 6 年 9 月 1 0 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度決算の認定について……………	3
日程第 2	認定第 2 号	令和 5 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	3
日程第 3	認定第 3 号	令和 5 年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算 の認定について……………	3
日程第 4	第 48 号議案	海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
		（閉 会）……………	8

令和6年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年9月2日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 9月10日（火）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長     | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長   | 吉 川 寛   |
| 会 計 管 理 者     | 吉 本 真 人 |



2、認定第2号、令和5年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び日程第3、認定第3号、令和5年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。この3件については、去る9月2日の本会議において、決算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めたいと思います。決算審査特別委員会、宗像委員長。

○10番（宗像）委員長の宗像です。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和6年9月2日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査の経過につきましては、御手元に配付しております報告書のとおりでございます。なお、本会議において、代表監査委員が諸事情により欠席されたことから、議会運営委員会の決定事項に基づき、本委員会に出席していただくよう要請いたしました。しかしながら、本委員会においても欠席される見込みとなりましたので、決算審査意見書については、事前通告により質疑を行うことを前提に準備を行い、委員会当日、議題を追加し、大高下監査委員に答弁を求めました。

審査の結果でございますが、認定第1号、令和5年度決算の認定、認定第2号、令和5年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定第3号、令和5年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての、いずれも全会一致により認定すべきものと決定しております。なお、その他といたしまして、委員会において、数値や実績等について質疑があった際、執行部が資料を持ち合わせておらず、答弁が後回しとなったり、答弁を間違えたケースが複数回生じたことから、今後は直ちに答弁できるよう、委員会として、委員会等に出席する場合は、最低限、決算の基となる資料を必ず持ち合わせておくことを執行部に対して要請いたします。以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で委員長の報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより各議案について順次採決を行いたいと思います。

まず、認定第1号、令和5年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございま

すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第1号について採決をいたします。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第1号については認定することと決めます。

続いて、認定第2号、令和5年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第2号について採決をいたします。お諮りいたします。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

続いて、認定第3号、令和5年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第3号について採決を行います。認定第3号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第3号については認定することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第48号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改

正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第 48 号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本定例会において議決を受けた海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、記載の誤りがあったことから、その内容を訂正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第 48 号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をいたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。資料 23 の条例の概要、資料 24 の新旧対照表を提出しております。内容につきましては、資料 23 の条例の概要で御説明いたします。初めに、1 の要旨でございますが、令和 6 年 9 月定例会において提案し、議決を受けた海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例に誤りがあったため、その内容を訂正するものでございます。次に、2 の改正の内容でございますが、海田町福祉センター設置及び管理条例別表で定める利用料金の改正について、筋力向上トレーニングルームの利用料金を誤って記載していたことから、正しい内容に改正するもので、改正前は、65 歳以上の者を除く大人 400 円、65 歳以上の者 200 円と記載していたところ、65 歳以上の者を除く大人 300 円、65 歳以上の者 100 円に改正するものでございます。3 の施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10 番（宗像）公布の日からされてますが、前回の決定から何日間、時間がありますが、その間に使った方の費用についてはどうなるんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。この改正に係る部分につきましては、施行期日が規則で定める日となってございまして、まだ施行しておりませんので、従前どおり 300 円と 100 円という形でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13 番（崎本）さっきちょっと言われましたが、わしもちょっと全協に出ておらんかつ

たけあれですが、どこがどういう誤りがあったか、どういう判断でこういうふうにされたか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。当初、提出させていただいておりました福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の中におきまして、筋力向上トレーニングルームの利用料金を、現在、65 歳以上の者を除く大人 300 円、65 歳以上の者 100 円、で、それを改正するつもりはなかったところ、これを誤って、65 歳以上の者を除く大人 400 円、65 歳以上の者 200 円と改正してしまいました。これを正すために、今回、元に戻す改正をさせていただきたいというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 48 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 48 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本日定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆さん、大変お疲れ様でございました。まず、本定例会に提出いたしました全ての議案について議決をいただきましたことを、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。次にですね、提出した議案の一部にですね、錯誤がありましたこと、誠に痛恨の極みでございます。役場にはですね、非常に多くの事務がございます。ヒューマンエラーというのは、なかなかゼロには現実的にすることは難しいわけでございますが、やはり組織としてですね、これを、いかに、防いでいかないといけないということが非常に大きな課題だということを、この度痛感したところでございます。今回の件を教訓といたしまして、私も含めて職員一人ひとりがですね、行政のプロとしての自覚を強く持ってですね、日々職務に励んでまいりたいというふうに考えております。そして最後にですね、本定例会での一般質問でですね、いろいろ多くの示

唆に富んだ投げかけをいただきました。その中で特に印象だったのがですね、確か小田議員だったと思いますが、海田町に目的地をつくるような取組をしてもらいたいというような趣旨の御発言があったように記憶をしております。私も非常に同感でございます。ただ、やはり理想はですね、追求しつつ、現場であるとか現実立脚したですね、政策づくりを進めていかないといけないというふうに感じているところでございます。これから来年度予算に向けた編成作業がまさに進んでいくわけでございますが、そういった趣旨でですね、やはり海田町、いつもですね、通り過ぎるというようなことで、やゆされることが多いわけでございますが、目的地を一つでも多くつくっていくような取組をですね、進めてまいりたいと考えております。その際、議員の皆様方からですね、より一層の御理解、御協力をいただくようお願いを申し上げまして、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。皆様、本定例会、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和6年第5回海田町議会定例会を閉会したいと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午前9時15分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員